

若者、子育て世代向け魅力発信事業

奈良県の子育て環境に係る
魅力発信コンテンツ作成及び発信業務の請負

仕様書

奈良県地域創造部こども・女性局

こども・女性課

1. 件名

奈良県の子育て環境に係る魅力発信コンテンツ作成及び発信業務の請負

2. 適用範囲

本仕様書は、奈良県の子育て環境に係る魅力発信コンテンツ作成及び発信業務について規定する。

3. 目的

本業務の目的は、情報発信コンテンツを作成し、SNS等のインターネット上での配信、県が参画するイベントでの放映により、本県での子育てについてポジティブな印象を持ってもらうこととする。

4. 業務内容

本業務では、本県での子育てについてポジティブな印象を持ってもらうために、情報発信コンテンツの作成を行う。具体的には、(1)コンテンツ作成(ロケ地の選定、シナリオ作成、現地撮影、動画等編集)、(2)コンテンツ発信、(3)ニーズ等分析調査、(4)結果報告書の作成を行うこと。ロケ地交渉及び現地撮影に係る旅費等の諸費用は委託料に含むこと。追加の費用については認めない。

(1) コンテンツ作成(動画撮影、ロケ地の選定、シナリオ作成、撮影、編集)

① ロケ地の選定

- ・撮影を行うロケ地について県が県内市町村から公募を行う。(ロケ地は、5市町村程度を想定。)
- ・受託者は、市町村から提出されたロケ地の基礎情報を調べ、子育て世帯の魅力的なポイントとなる箇所の選定を行うこと。
- ・ロケ地については、撮影協力の交渉は受託者が行うこと。交渉がまとまらず、別の地点での撮影に変更することは妨げない。変更する場合は、経緯を書面にて県に報告すること。
- ・ロケ地の選定では、奈良県の住環境、子どもが遊べる場所、親子で楽しめる場所等を中心に訴求ポイントを抽出すること。(必要に応じて、ロケ地の市町村担当者などからインタビューを実施すること。)

② シナリオ作成

- ・作成するコンテンツの種類、シナリオを作成し、県の承認を得ること。

③ 撮影

- ・撮影に際しては、天候等の影響を受けることを考慮したスケジュールとすること。
- ・コンテンツ作成に必要な映像の撮影を行うこと。以下に撮影を行う対象案を示す。

【撮影を行う対象案】

1: 自然環境

| | |
|-----|-------------------------------------------------|
| シーン | 緑豊かな公園や綺麗で安全な水辺で遊ぶ子どもたち 家族がハイキングやピクニックを楽しむ様子 |
|-----|-------------------------------------------------|

2: 歴史と文化

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| シーン | 奈良公園で鹿と一緒に歩く子どもたち 神社仏閣などの歴史的建造物を背景に通学 伝統的な祭りやイベントに参加する家族 |
|-----|----------------------------------------------------------------|

3: 教育環境

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| シーン | 明るい教室で学ぶ子どもたち 学校の図書館や体育館で活動する様子 地域の教育施設(博物館、科学館など)を訪れる家族 |
|-----|----------------------------------------------------------------|

4: 健康と医療

| | |
|-----|-----------------------------------------------------|
| シーン | 健康的な食事を家族で楽しむシーン 親が子を抱っこしている様子 地域のクリニックや病院の様子 |
|-----|-----------------------------------------------------|

5: スポーツとレクリエーション

| | |
|-----|---------------------------------------------------------------|
| シーン | 子どもたちがサッカーや野球などのスポーツを楽しむ様子 地域のスポーツ施設やジム 家族でスポーツ観戦をするシーン |
|-----|---------------------------------------------------------------|

6: コミュニティ活動

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| シーン | 地域のイベントやフェスティバルに参加する家族 町内会や地域サークルの活動 コミュニティセンター等での親子イベント |
|-----|----------------------------------------------------------------|

7: 食文化

| | |
|-----|-------------------------------------------------|
| シーン | 地元の産地直送市場で新鮮な食材を購入する家族 地域のレストランで家族が食事を楽しむシーン |
|-----|-------------------------------------------------|

8: 子ども向け施設

| | |
|-----|-----------------------------------------|
| シーン | 子ども向けの遊び場や親子で利用できる施設 地域の図書館等で遊ぶ子どもたち |
|-----|-----------------------------------------|

| | |
|--|----------------|
| | 公園やグラウンドで遊ぶシーン |
|--|----------------|

9: 安全と治安

| | |
|-----|------------------------------------------------------------------------|
| シーン | 街中の見守り活動(地域パトロールや見守り隊) こどもが安心して通学できる様子(見守りサービスなど) 地域の防災訓練に参加する家族 |
|-----|------------------------------------------------------------------------|

10: 生活の質

| | |
|-----|------------------------------------------------------------|
| シーン | 住宅街の美しい景観 快適な家庭環境(リビングルームや庭) 家族でリラックスして過ごす時間(読書、庭遊び) |
|-----|------------------------------------------------------------|

等の 10 本の動画を想定。県外の移住促進も見据えた撮影ではあるが、県内の人にも奈良県の魅力の再発見に繋がるように留意すること。

④ 動画等編集

- ・撮影した写真や動画等を配信できる形で編集を行うこと。
- ・長尺(3分程度)を2本。短尺動画(30秒以内)を10~15本とすること。
- ・動画のサムネイル画像を作成すること。
- ・インターネット広告等での配信について適した方法に編集対応も受託者において行うこと。

(2) コンテンツ発信(インターネット広告等の方法による配信)

- ① (1)で作成したコンテンツを若者・子育て世代に届く方法について、インターネット広告を想定しているが、提案書に記載すること。
- ② 提案書に記載した方法により、発信を行うこと。
- ③ 提案書には、配信方法とそれぞれの配信頻度・回数等を記載すること。

(3) ニーズ等分析調査

- ① 配信結果をもとに、県内外の配信を閲覧した人に対して、ニーズ、ウォンツ、インサイトのそれぞれにわけて、分析を行い、今後の奈良県が子育て環境の魅力を発信するにあたって、訴求すべき点について、分析を行うこと。

| | |
|-------|-----------------------------------------------|
| ニーズ | 本人が明確に実現したい姿を認識できている。 実現する方法が明確にわかっている。 |
| ウォンツ | 欲求は認識しているが、実現方法は認識できていない。 目的が果たせれば方法は問わない。 |
| インサイト | 潜在的な欲求が隠れている。 |

| | |
|--|-----------------------------------------|
| | 実際に行ったり、使ったりして初めて欲求に気づく (目的や方法を知らない) |
|--|-----------------------------------------|

- ② 分析に必要なデータの取得方法については、提案書に記載すること。

(4) 報告書の作成

- ◇ (1)～(3)の実施した結果を、報告書として、取りまとめること。

5. 実施体制

(1) 業務従事者の適格性の確保等

- ① 請負者は、契約を履行する業務に従事する個人(以下、「業務従事者」という。)として、本件業務を実施するに当たって必要な経験、資格、業績等を有する者を確保すること。
- ② 業務従事者は、履行に必要な若しくは有用な、または背景となる経歴、知見を有すること。
- ③ 提案書に体制図を記載すること。提案書に記載した体制を変更する場合は、県に書面にて提出し、承認を得ること。

(2) 情報の保全体制

- ① 請負者は、この契約の履行に際し、知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として請負者が収集、整理、作成等したものであって、県が保護を要しないと確認したものを除く。)その他の非公知の情報(県から提供した情報を含む。以下、「保護すべき情報」という。)について、適切に管理すること。
- ② 保護すべき情報等の取り扱いについては、履行体制を確保し、これを変更した場合には遅滞なく県に報告をし、承認を得ること。
- ③ 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。上記の内容を実現するための体制を体制図に明記すること。また、個人情報の取り扱いに関する具体的な実施手順、作業明細等については、事前に県と協議を行い、承認を得ること。
- ④ 契約の履行中、履行後を問わず、情報の漏洩等の事故の発生やその疑い、将来的な懸念の指摘があったときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、県に報告すること。また、県から求められた場合は、情報の管理の履行状況等を報告するとともに、国や県による調査が行われる場合は、これに協力すること。

(3) 著作権

- ① 成果物の著作権は、成果物の引き渡しによりすべて県に帰属するものとする。
- ② 県は、受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を公開し、公衆放送し、展示し、若しくは頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは第三者に利用させること等ができるものとする。
- ③ 成果物の用途上、受託者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しない

ものとする。

- ④ 受託者は、県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保障するものとする。
- ⑤ 本業務の中で使用する写真・画像、技術等において、既に他者が著作権や所有権等を有する場合、必要なすべての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。

6. 納入

(1) 請負期間

契約締結日～令和7年3月21日(金)まで

(2) スケジュール案

| | 令和6年度 | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|---|---|----|------|---|----|----|----|---|---|---|--|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 魅力発信事業 | | | | 調達 | 業務履行 | | | | | | | | |

スケジュール案は、上記の通りである。スケジュールの修正については、キックオフ会議において、県の承認を得ること。

(3) 報告書の納入期限

令和7年3月21日(金)

(4) 納入場所

奈良県地域創造部こども・女性局 こども・女性課

(5) 納入成果物

上記により調査検討した結果を「奈良県の子育て環境に係る魅力発信コンテンツ作成及び発信業務の請負報告書」として、以下により、納入すること。

- (1) 報告書(概要版) : A4 判横置き、1ページ程度(表紙を除く)
- (2) 報告書 : A4 判縦置き、5ページ以上(表紙を除く)
- (3) (1)～(2)や作成した動画データ等を収めた電子媒体(CD-R、DVD-R 等)

7. その他

- ① 請負者は、本仕様書に記載する内容に疑義が生じた段階で速やかに県と協議し、解釈、決定すること。この場合、議事要旨を作成し、県の確認を得ること。
- ② 調査検討にあたっては、国内外の企業、団体における様々なブランディング事例、広告事例から各種情報を収集し、反映させること。

- ③ ニーズ等分析調査では、できる限り客観的・定量的な指標を用いること。
- ④ 請負者は、本業務の成果を公表する際は、本業務の成果である旨を明示するとともに、あらかじめ県に対して確認を行うこと。
- ⑤ 請負者は、県の求めに応じ、適宜、進捗状況等の報告を実施するとともに、県の施策検討に協力すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること